

令和 4 年度北海道アレルギー疾患医療連絡協議会  
協議事項 2 : 「北海道アレルギー疾患医療地域協力病院」の選定要件等 (案)  
について

令和 3 年 1 0 月開催の北海道アレルギー疾患医療連絡協議会 (以下「協議会」という。) における意見を踏まえ、「北海道アレルギー疾患医療地域協力病院」(以下「協力病院」という。) の選定要件等に係る取扱いを定める。

## 1 概要

アレルギー疾患患者が、居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、北海道アレルギー疾患医療拠点病院 (北海道大学病院。以下「拠点病院」という。) と一般病院や診療所 (かかりつけ医) との診療連携体制を推進することを目的に、協力病院を三次医療圏に 1 か所以上選定するよう努める。

## 2 協力病院の役割

アレルギー疾患対応に関して、拠点病院をサポートする役割を担うことを想定。

※具体的な取組内容は、今後、拠点病院を中心に検討。

### 【取組 (例)】

- ・対応可能な疾患や実施可能な検査・治療等に関する拠点病院への情報提供
- ・関係医療機関同士での情報共有や患者の紹介・受入等診療連携

## 3 協力病院の選定要件

- (1) 拠点病院に準じて、専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤が相当に見込まれるアレルギー疾患医療に関わる大学病院及び主要な総合病院とする。
- (2) 「主要な総合病院」については、①地域におけるかかりつけ医との診療連携等の推進を担っている地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患について相当数の医療機関と連携を行っていること、②日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医が 1 名以上常勤 (標榜科は問わない) していることのうち、1 つ以上該当する病院とする。

### 【参考】地域医療支援病院について

医療法第 4 条に基づき知事が承認した病院を指し、地域の医療従事者に対する研修の実施、かかりつけ医が利用できる共同設備の提供、地域の医療機関に対する相当数の患者の紹介・逆紹介などが可能であり、規模については病床数が 2 0 0 床以上であることが要件となっている (令和 4 年 2 月現在、道内では 1 8 の医療機関が該当)。

## 4 協力病院の選定要件等を定めた取扱い (案)

別添「北海道アレルギー疾患医療拠点病院選定等要綱」(令和 4 年 1 月 2 5 日施行) の一部改正 (案) のとおり。

## 5 令和4年4月現在の協力病院の候補（案）

区 分	圏 域	病 院 名
大学病院(2)	—	(非公表)
主要な総合病院 (9)	道 央	(非公表)
	道 南	(非公表)
	道 北	(非公表)
	ホ-ツク	(非公表)
	十 勝	(非公表)
	釧路根室	(非公表)

## 6 今後の協力病院の選定手続

次の手順で手続を行う。

- (1) 拠点病院から道に、協力病院候補の推薦（随時）
- (2) 道は、協議会委員に電子メール等により意見照会し候補を決定
- (3) 道は、候補に対し協力を依頼し承諾を得る
- (4) 道は、承諾を得た医療機関を協力病院として選定し、ホームページで公表